

報告第14号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 臨時代理の理由

令和8年4月1日付け人事異動により教育委員会に統括監の職が設置されることとなったことに伴い、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部改正を行う必要が生じたが、当該改正を行うに当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

教育委員会に統括監の職を設置する。

(2) 改正年月日

令和8年4月1日

3 臨時代理年月日

令和8年3月31日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第7号

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
次長	略	略	略	次長	略	略	略
統括 監	部	<u>上司の命を受け、部長を補佐し、所管の職員を指揮監督して特命事項の推進及び統括を行う。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。